

令和7年

衣浦衛生組合第1回協議会会議録

令和7年2月20日

令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会は、令和7年2月20日（木）午前10時衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

1番 山口 春美

3番 生田 悠

5番 杉浦 文俊

7番 柴口 征寛

9番 橋本 友樹

2番 長崎 章浩

4番 磯貝 忠通

6番 岡田 公作

8番 杉浦 康憲

10番 長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

事務局長 片山 正樹

庶務課長 高橋 文彦

5. 出席した事務局職員

庶務課庶務係長 富山 順子

庶務課庶務係担当係長 磯村 和徳

6. 会議の経過

(午前10時開会)

○会長（岡田公作） ただいまより、令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会を開会いたします。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

○会長（岡田公作） 協議事項（1）衣浦衛生組合議の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について事務局の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。参考資料1は、改正文になりますので、参考資料2により、御説明をいたします。

参考資料2を御覧ください。

1、改正理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)が、令和6年6月7日に公布され、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下法という。）の一部改正が令和7年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものでございます。

2、改正の概要でございますが、（1）引用条項の改正（第2条及び第12条関係）ア、特定個人情報の定義について規定している法第2条第8項が、同条第9項に繰り下げられるため、条例中の引用条項を改める。イ、特定個人情報ファイルの定義について規定している法第2条第9項が、同条第10項に繰り下げられるため、条例中の引用条項を改める。

（2）字句の整理（第2条、第12条、第17条、第18条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条及び第48条）条例中の字句を適切な表現に改める。

3、施行期日は令和7年4月1日。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定義において、カード代替電磁的記録というものが、定義されたことによる条ずれの改正となります。

参考資料3につきましては、その新旧対照表となります。

なお、当該議案につきましては、3月議会定例会に上程したいというものでございまして、先例により、提出者は副会長、賛成者は碧南市及び高浜市選出議員から各1名賛成する議員の年長

者としたいというものでございます。

以上で、議員提出議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（岡田公作） 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 今日は全員協議会ということですが、執行部側からの報告を受け止めるだけということで議決もすることはありません。それで、発言回数については、制限なしで碧南のほうは全員協議会やっているのですが、これも1回というふうになってしまうと、もうあと2回しか残されていないのですが、それは回数制限があるのか、ないのか。だからそういうことがもしあるといけないので続けて聞きますが、参考資料の2のところの説明の欄の上から3段目のところに、この改正は、令和6年の6月7日に公布されたというふうになっています。それで令和7年の4月1日から施行ということなのですが、12月議会でも同じ条例の中で改正が出てきており、それは刑法の関係も絡んでいたために、私は賛成者にはならなかったのですが、今回はまた同じ条例の中で、別案件で出されてきたということで、なぜこういう形で全員協議会が開かれて、その時間的経過も含めて、そういう誤差が出てきたのか、明確にしていきたいと思えます。

そして改正の概要のところの（1）のところのアのところ、繰下げ条項の説明がアとイに書かれてあります。法の第2条第8項が新たに追加されたということなのですが、それはどういう内容のものだったのか教えていただきたいと思えます。

それから改正の概要の（2）のところ、適切な表現に改めるということで、以前のものは不適切だったのかということになってくるわけで、実際の条例文を見ると、議員提案議案第2号のところ、一番下のところから3番目のところに書いてあるように、第17条第1項各号列記以外の部分中、以下を第3項において改め、同条第2項、第1条ア中、又は報酬、福利厚生を、若しくは報酬若しくは福利厚生に、その他を又はに改めるというふうに書かれてあります。不適切な表現というのは、ここの部分のことだと思うのですが、又はというところ、若しくはを二つに分けてそれぞれ報酬と福利厚生に変えること、その他を又はに改めることは、具体的にはどうということなのでしょうか。国語の試験のようですが、どういう改正になっていて、なぜ不適切だということに、逆を言うと適切でないということは、適切な表現に改めるということは、今までが不適切であったというふうにするとなれば、何が不適切で、どう改善されるのか、その点を伺いたいと思えますので、お答えください。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今、山口議員が言われる回数ですが、全員協議会というふう

言われましたけれども、衣浦衛生組合協議会というのは碧南市でいうと、そういう議運という役目も果たしていますので、今回は議員提出議案に対する協議ということで開催しておりますので、質問回数が縛られるというような考えはございません。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず今回、同じ条例中に2度も改正があるということですが、刑法の改正がこれに影響するということは先だって分かっておったので、それについては、検察協議が必要ということで、もう早々と、それでも市の動きを見ながら、市との調整も図りながらやっているような関係で、組合が若干、遅れたわけでございますけれども。それで刑法改正のほうは、市のほうでも早めに動き出してやられていた、検察協議が必要であるということで。これに今回デジタル推進の法改正のほうについては、検察協議とかは必要ございませんし、この内容が判明して、改正が必要だということが、こちらの組合のほうでも判明したのが、12月に入ってからでしたので、12月の協議会にもまだ議案ができていないような状況でしたので、皆さんに御説明する機会というのは、今回なったわけでございますけれども、2度同じ条例中でございますが、二つが全く別物でございますので、申し訳ございませんけれども、二度手間ではございますけれども、今回第2号の説明をさせていただいていると。上程については3月の議会時に1号2号とも上程をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また8項に当たる部分は何かというところでございますけれども、この第8項は、この法律においてカード代替電磁器的記録とは、前項第1項1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るもの）にあっては、当該事項第18条の第2項において、カード代替記録事項に係る電磁的記録（前電子的方式、磁器的方式、その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。以下この項並びに同条第1項及び第2項において同じ）並びに当該電磁的記録がその送信を行ったものであることを当該電磁記録送信を受けた者が確認のために必要な事項として、主務省令で定める事項に係る電磁的記録について、地方公共団体情報システム機構（以下機構という）が電子証明（電子証明及び認証業務に関する法律平成12年法律第102号第2条第1項に規定する電子署名であって、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第18条の2、第2項及び第3項において同じ）を行った者により、具体的に構成された電磁的レコードを言うというものでございます。

具体的にそういう部分をそのまま紹介させていただきましたけれども、そういう電子記録の部分の必要な追加があったということでございますので、またその辺はまた具体的には御確認いただければと思います。

あと一点、この改正文の中でありまして、又はが若しくははになっているが、それは何が適切で何が不適切だという御質問がございましたけれども、この又は若しくはという使い方には、一つ

ールがございまして、どちらも選択肢がいくつかある中の、どちらかというorですかね、英語で言うところのorという意味合いでは使われるのですが、同じ同類のものが並列されている場合は又はを、内容によって少し違いがあると、意味合いの大小があったりですとか、種別が異なるものを並べて、どちらかという場合は若しくはを使うということで、その部分の以前のまたはという表記では誤解が生じるということではないかというふうで、こちらを理解しております。ですので、それは適切な若しくはを用いたということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○1番（山口春美） 会長

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 要するに12月に来たけれども、そのときは完全に衣浦衛生組合の議会では1週間前に議案を提出するというのも含めて、そうでないときもあったのですが、全く時間的に間に合わなかったということと、それから碧南市と高浜市両市が議決した後でないと、この組合としても動けないということで、それぞれ私達は初日に上程され、即決で処理したと思うのですが、高浜市さんはどうだったのかということと、明確にお答えください。

それで、条例文を読み上げられたわけで、全く分かりません。咀嚼して言うと、何が加わったのですか、具体的に。そしてこの条例の具体的な運用としては、組合としては何が関わってくるのか。情報公開のときの具体的な事務手続だとか、その処理のあり方が具体的にこういうことによってどう変わってくるのか。

それから先ほど言われた二者択一の問題で、又は若しくはなのですが、全文、読んでないのだけれど、その前段の何と何を比較して又はとして、この又はという書き方だと一方が否定されてしまうので、それはもともとから双方選択できる形になっていたけれども、又はという表し方は一方を完全に封鎖することになるので、現実に合わせて、実際も双方が選択できるように進められていたので、事務が。それで実際の事務に合わせて、どちらも選べる若しくはということになったというふうに理解していいのでしょうか。何と何を、報酬やら福利厚生について選択するということですか、この後ろについている二者択一の問題だとするならば。例えばどういふことに引用して、それが実際には若しくはに今度、改訂する方向に実際には使われていたと思うのですが、何なのかというのがあんまり見えてこないなということを思います。

それで3月議会の実際の議案としては、これをまた同じ条例を二つ出す議案になって、私が前回、拒否したものと、それから今回、私年長者なので賛成なら記名することになるのですが、その記名したものと二者それぞれが、二つの議案として出されるということになるのですか。こんなことは嫌だね、どっちみち。それらをお答えください。マイクも含めて。

○庶務課長（高橋文彦） 着座で。会長、庶務課長。

○会長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 具体的に、ここの法律がどう何がどう変わったかということ、この

場で細かに説明し切れるほど、私どももしっかり勉強したものではありませんので、また詳しくはゆっくりとまたこの協議会、終わった後でも少しお聞きいただければと思うのですけれども、私どものほうも国側からの法律の改正に伴い、引用条項等のずれを直す必要があるということで今回やっておりますので、この場で上位法のほうの細かなものについて、説明はこの場でし切ることができませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほども、又はと若しくはというところで、この辺りも又はと若しくは同じ意味でございしますので、若しくははになったから、どちらを選んでもいいという意味合いが含まれたということではなくて、報酬と福利厚生は物が違ふので、又はではなく若しくはという表現が正しいということでお願ひいただければと思ひます。

あとは、この2号は別々のものとして上程させていただきます。一括議題ではなく1号ずつ御説明しますので、1号では山口議員は反対の立場をとられておるといふことですので、それぞれ別ですので、こちらは賛成していただけるということであれば、それはその立場で結構だと思ひますので、よろしくお願ひします。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） そんな上程するほうがよく分からない、飲み込んでいない、咀嚼できていないことを、平気で国から言ってきたから、同じように横並びで出してきた、議会も訳の分からないのに議決をする、賛否を決めるなんてことは、あつてはならないことでしょう。個人情報に関する条例なのだから、その個人情報を規定するために、その8項で何か新たなものを加えたわけですよ。そこは一体、何になっていくのか。実際にはほぼあり得ないことなのか。この衣浦衛生組合では。個人情報の保護ということ、私たちを含めて利用者さんも含めて、関わる人たち全ての個人情報に関わる問題ですよ。だけれども、この条例については、ほぼないだろうということ、訳の分からないまま上程されて、私たちも訳の分からないまま議決するという、今、現状になっているんだけど、何か付け加えたのでしょうか、8項で新たな策を。認識する個人情報を守るべきか、認識するのかわどっちなのか知らないけれども、何かの策を一つ加えたのではないのかね。

それからこの不適切についても、又はと若しくはというのは明確に国語の点では違ふので、この前段部分がどういふものが入つて、私もそこまで見てこなかったのだからいけないのだけれども、報酬と福利厚生を振り分けるときの、又はとあるいは若しくはに限られることなのか、これ。前の前段部分の文章が。実際には言つていたよつに変わらないよと言われたのだけれども、又はと書いてあつても、こつちかこつちかを選ぶのではなくて、どちらも運用してつたので、それを現状どおりに変える、若しくはは変えますよということでお願ひしていいの？よく分からない。霞の彼方に行つてしまつたよつな話だけれども。分かるよつに説明してくれないと、議決もできませんよ。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 又は若しくは、この辺を少し説明させていただきますと、先ほど庶務課長が言ったように、言葉としては日常用語としては同じなのですが、法令用語として考えた場合は、厳格に使い分けられておるといことです。

簡単に使い分け方を申しますと、この選択された語句。先ほど山口委員が言われておるのですが、福利厚生だとかそういう語句に段階がある場合は、大きい段階には又はを用いて、小さな段階には若しくはを使うということに決められております。

簡単に言うと、単一で用いるときは又。選択される語句に段階がある場合は、最も大きい選択に又はを使って、それより小さな選択を使うときに若しくはを使うというふうに、法令では一応、決まっております。

ですから、又はが、存在しないときには若しくは、は当然出てこないというような御理解でよろしく願いいたします。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） この8項に当たる部分について詳しく御説明できない部分があることは御批判を受ける部分あると思うのですが、このカード代替電磁記録という部分で、そういうマイナンバーカード等の利用に当たって、様々な弊害が出てきたりしている部分の改正部分が今回、出てくるところでありますので、マイナンバーの利用範囲の拡大ですとか、マイナンバーの利用及び情報提供に係る規定の見直しですとか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化ですとか、そういう普及ですとか、そういうところの取り扱いが今回、改正があったところで、それに係る部分であるということで御理解をいただければと思いますので、よろしく願いします。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） マイナンバーカードは出発のときから様々な問題があり、国民の世論もこんな駄目だと強制はやめと、選択制です、今でも。ということがあったのだけれども、それに対して一定の改善が加えられようとしたのが8項ということで、何が加えられたのかは、まだ詳らかに把握していないわけで、読み込んでいないわけだ、条例を、上位法を衣浦衛生が。多分、より良い方向に変えられたと信頼して、私達が議決しなければいけない。より悪い方向に8項になっているならば反対しないといけないし、そこはもう一つ積然としないところで。分かればもう一歩、明らかにしていただきたいですが。

それで法令の用語で、大きな段階での選択は又と。小さな段階では若しくはということにしたので、これは微細なものという、要するに報酬か福利厚生を選択するというだけのことというこ

とで、こちらはいいです。

この前半の8項の中身が、本当に改正だと言いながら改悪する場合は往々にして今あるので、本当にマイナカードそのものが駄目なのだけでも、そこはより良い方向になったのかどうか、いまだの確信が持てません、信頼が。そこ取れたら私は名前を書くけれども。この訳の分からないまま書けません。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） これが個人情報保護委員会のほうから出されている周知文でございますけれども、第2条第8項に定義される個人番号の範囲についてということで、周知がされております。この中では、読み上げさせていただきますけれども、個人番号マイナンバーの定義については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項及び第8項にあるとおりですが、問い合わせを受けることも多いため、改めて周知いたしますということです。

マイナンバー法第2条第8項において、マイナンバーとは第5項に定義される番号そのものだけでなく、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他符号であって、住民票コード以外のものを含むこととされています。またその当該性については、その生成由来から個人番号に対応するものと評価できるか否か、個人番号に代わって用いられることを本来の目的としているか否かの観点を、総合的に勘案して判断されます。従って、例えばマイナンバーの一部のみを用いたものや付加逆的に変換したものであっても、マイナンバーの唯一無二性や悉皆性、皆、符合するということですかね。すみません、読み切れませんが。特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、マイナンバーに該当するものと判断されることがあり、その場合、マイナンバー法第9条に定めのない目的に利用していたり、保管していたりすると、マイナンバー法に抵触する恐れがあるので御留意くださいというものでございます。

ですので、マイナンバーの取り扱いの注意が必要となっているということで、このような措置がされているという御理解をいただきたいと思います。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） マイナンバーを保留しているというのは、一般市民はほとんどないと思う。業者さんなんかもしているのですかね、請負の。それから議員もしているのですが、マイナンバー取得している方で、記録としてあなたたちが持っている人たちは、この衣浦衛生組合では業者さん、あるいは議員、職員さんということがあって、その人たちをマイナンバー以外でも特定できるようなナンバーまで、例えば私、議場では1番ということで、今のこれに何かついていて、別にここの中だけで通用するナンバーが振り分けられているかどうか私達は知らないのですけれども、何が保管されているのかもしれないのだけれども、そういうものについて、みだりに振

り撒いてはいけません。情報公開がされても、そういうものについては出してはいけませんということですか、ざっくり言うと。ということで、本当に、本当に改正なのね。この元が悪者だものね、マイナンバーカードは。どうか変えても悪者は悪者なのだけれども、そういう意味では、この事務手続上でより厳密に個人情報を守られる方向に、この条例可決によって転換していくのか。それとも変わらないのか、もっと悪くなるのかというのが、賛否の尺度なのですが、よりよくなるの、それで。私はそれを信じて賛否を決めたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（岡田公作） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） マイナンバー、この個人番号という制度は、今後もデジタルなり、かなりいろいろな情報が進化する中で改正はされていくと思いますので、その都度、改正されていくものであって、今回、分かっている範囲での改正ではあると思いますので、改善されていくのだという理解をいただければと思います。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） それで、今日は賛否を付度して諮るのですか。私がもし名前を書くにしても、全体の総意としては賛否を取るのか、全協だけど、議運扱いで。議運なのか全協なのか知らないけれども。賛否取るのか。

○庶務課長（高橋文彦） 異義があればですね。

○会長（岡田公作） 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時38分 再開

○会長（岡田公作） 会議を再開します。

他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は説明を了承する旨に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（岡田公作） 御異議なしと認めます。よって本件は説明を了承することに決定いたしました。

○会長（岡田公作） 以上を持ちまして、協議事項は終了いたしました。なお、本条例については3月議会定例会に議員提出議案として上程するものであります。先例により、提出者は、副会長、賛成者は碧南市及び高浜市選出議員から各1名賛成する議員の年長者ということにいたしますので、協議会終了後に御署名をいただきます。磯貝議員ですか。磯貝議員にいたしますので、協議会終了後に御署名をお願いいたします。

また3月議会定例会の円滑な議事進行を図るため、本議案への質問は事前に事務局まで届け出ていただけますと、十分な回答が得られると思いますので、御協力をお願いいたします。

○会長（岡田公作） 以上で令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。
慎重ご審議、誠にありがとうございました。

（午前10時38分閉会）

以上は、令和7年2月20日に行われた令和7年第1回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和7年2月20日

会 長 岡 田 公 作